

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「業務改善助成金」という。）については、平成 29 年 4 月 19 日付け厚生労働省発基 0419 第 3 号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に定めるほか、この要綱により交付するものとする。

### 第 1 交付要綱第 2 条（定義）関係

第 2 条各号に掲げる業種は、日本標準産業分類（第 13 回改定（平成 26 年 4 月 1 日施行））（別紙 1 参照）に基づくものとする。

### 第 2 交付要綱第 4 条（対象事業者及び交付額）関係

- 1 第 1 項の「雇入れ後 6 月を経過した労働者」は、交付要綱第 5 条に定める申請書の提出日において、時間当たりの賃金額が最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「最賃法」という。）第 4 条の最低賃金をいう。）額以上であって、交付要綱別表第 1 の申請コース区分ごとに定める第 1 欄の事業場内最低賃金額未満の者とする。ただし、最賃法第 7 条の対象労働者を除く。
- 2 第 1 項の「時間当たりの賃金額」は、最賃法第 14 条及び第 19 条に定める最低賃金の効力が生じた日以後に賃金の引上げを行う場合において、当該時間当たりの賃金額がその効力を生じた日以後の最低賃金額を下回る場合は、その効力が生じた日以後の最低賃金額とする。
- 3 賃金額の引上げは、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少を伴わないものとする必要があること。
- 4 事業場内最低賃金の規定は、最賃法第 7 条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。
- 5 申請は、事業場単位であること。なお、過去に業務改善助成金を受給した事業場についても支給対象となるが、同一年度内における複数回の受給はできない。
- 6 賃金引上げは、交付申請後であれば実施時期を問わない。
- 7 最低賃金の発効日以後に賃金を引き上げる場合は、発効後の最低賃金額から申請コース区分ごとに定める引上げ額以上引き上げる必要がある。ただし、発効後の最低賃金額より申請事業場の事業場内最低賃金の方が高い場合は、当該事業場の事業場内最低賃金から申請コース区分ごとに定める引上げ額以上引き上げる必要がある。
- 8 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の実施及び助成対象経

費（業務改善助成金により助成される交付要綱別表第3に掲げる経費）の支出は、交付決定後に行う必要がある。

9 業務改善助成金の好事例として他の事業者への活用促進を図るため、活用事例を公表することがある。

10 第3項の「生産性要件」は、別紙2に定めるところによる。なお、生産性要件は申請の必須事項ではなく、生産性要件を満たすと認められる場合は、交付要綱別表第2の助成率を適用するものである。

11 第4項第1号中の「労働者」とは、当該事業場に所属するすべての労働者を対象とする。

12 第4項第1号アの「その者の非違による」とは、労働者の責に帰すべき事由がある場合が該当し、「主として企業経営上の理由」とは、いわゆるリストラが該当する。

13 第4項第1号イの「時間当たりの賃金額を引き下げた場合」及びウの「月当たりの賃金額を引き下げた場合」とは、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少が要因となり、いわゆる手取り額を引き下げた場合が該当する。

なお、手当の支給要件の見直しや人事評価制度による賃金額の見直し等正当な理由による要因であると事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）が認める場合は含まない。

14 第4項第1号エの助成対象経費は、業務改善助成金により助成される交付要綱別表第3に掲げる経費であること。

なお、賃金引上げについては、国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていた場合でも、業務改善助成金との併給調整はかからない。

15 第4項第3号の「その他これに準ずる処分」とは、業務改善助成金、労働者災害補償保険法第3章の2の規定により支給される助成金又は雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正受給を行った又は不正に受給しようとしたとして、不支給又は支給の取消措置が該当する。

### 第3 交付要綱第5条（申請手続）関係

1 第1項の「別途定める日」は、事業実施年度の1月31日とする。なお、1月31日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）に当たる場合は、翌開庁日とする。

2 第1項第4号の「生産性要件を満たしていることが確認できる書類」とは、別紙2の別添「生産性要件様式」及びその証拠書類となる損益計算書の細目版とする。

3 申請書は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の担当部署に持参又は郵送（郵送料は申請者の負担とする）にて提出すること。

#### 第4 交付要綱第8条（契約等）関係

随意契約を行おうとする場合においては、原則として、二者以上の見積もりを徴することとし、これによりがたい場合においては、その理由を明確にすること。

なお、同一機種について、二者以上の見積もりが出された場合においては、価格が安い者と契約すること。

#### 第5 交付要綱第13条（実績報告）関係

所轄労働局長は、実績報告の内容では交付要件の適合性の判断が困難な場合等、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第23条に基づき、立入検査等を実施することができる。

#### 第6 交付要綱第18条（財産の処分の制限）関係

- 1 補助金により取得した30万円以上の機器、器具及びその他財産については、処分が制限されていること及び処分を承認する場合でも交付した補助金の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがあること。
- 2 第2項の「施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間」とは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）」に定める処分制限期間であること。

#### 第7 交付要綱別表第3関係

助成対象経費の範囲は、別紙3の範囲で認めることとする。

#### 第8 交付要綱様式第9号関係

導入した設備投資等の内容を証する書類は、人材育成・教育訓練、研修、経営コンサルティングを実施した場合は、実施日時、実施場所、実施内容が明らかとなる書類を提出すること。

附 則 この要領は、平成29年4月19日から適用する。

(別紙1)

(第13回改定(平成26年4月1日施行))

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸 売 業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小 売 業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サ ー ビ ス 業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

(別紙 2)

交付要綱第 4 条第 3 項に定める生産性要件について

1 生産性要件

交付要綱第 4 条第 3 項に定める生産性要件を満たした場合とは、以下の生産性指標により算出した値が、申請時の直近の値とその 3 年前の値を比べて、6 %以上上昇している場合をいう。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

2 補助的要件

上記 1 の生産性指標の算出期間において、事業主都合による離職者がいないこと。

3 生産性要件の確認方法

- (1) 生産性要件を満たしているか否かの確認は、申請書の提出時に事業主より別添「生産性要件算定シート」を提出させることにより、確認すること。
- (2) 上記 (1) の証拠書類として、算定の元となった損益計算書の細目版（生産性指標の各値との対応関係を明確にした資料）を提出させること。

4 その他

上記 1 の生産性指標が生産性要件の基準に満たない場合であっても、労働基準局賃金課長が別に定める基準に該当し、当該事業場が将来成長し、生産性が高まると見込まれる場合も、生産性要件を満たすものとして扱う。

(別添)

共通要領 様式第2号 (H28.10)

## 生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる企業名・支店名等			
申請事業場名		事業所番号	

項目	勘定科目	A Bの3年前年度 ( 年度)	B 直近年度 ( 年度)	
①人件費	役員報酬			
	役員賞与			
	給料手当			
	賞与			
	通勤費			
	法定福利費			
	福利厚生費			
	(製)給料手当			
	(製)賞与			
	(製)通勤費			
	(製)法定福利費			
	(製)福利厚生費			
②減価償却費	減価償却費			
	(製)減価償却費			
③動産・不動産賃貸料	地代家賃			
	賃貸料			
	(製)地代家賃			
	(製)賃貸料			
④租税公課	租税公課			
	(製)租税公課			
⑤営業利益	営業利益			
(1) 付加価値[ = ①~⑤計](円)				
(2) 雇用保険被保険者数(人)				
(3) 生産性[ = (1) / (2)](円)				
(4) 生産性の伸び[ = ((3)B - (3)A) / (3)A](%)				

(5) 生産性の向上に効果があった事業主の取り組み	
---------------------------	--

(注)裏面の留意事項をよくお読み下さい。助成金の申請に当たっては、①~⑤に相当する勘定科目の額が表示された損益計算書や総勘定元帳などの会計書類を添付して下さい。

(裏面)

### 【記入上の留意事項】

- 1 本シートは、助成金申請事業所の「生産性の伸び」を算定するためのシートです。具体的には、当該事業所の財務諸表の勘定科目のうちシートの①～⑤に該当するものの額を合算することによって、事業所が1年間に生み出した「付加価値額」を求め、それを「労働者数(雇用保険被保険者数)」で除すことによって「生産性」を求めます。さらに、この「生産性」について直近年度とその3年度前のものを比較することによってその伸びを算定します。
- 2 財務諸表は企業単位で作成しますので、生産性も企業単位で算定されることとなりますが、助成金は原則として事業所単位で支給申請を行います。このため生産性は事業所の単位に最も近い単位の組織について算定することとします。  
具体的には、連結決算を採用している場合は連結前の個別企業単位の財務諸表、また支店独立会計制度を採用している場合は支店単位の財務諸表から必要な勘定科目の額を抜き出して下さい。  
シート上部の「生産性の算定対象となる企業名・支店名等」「申請事業所名」欄には、このことを踏まえて記入して下さい。
- 3 財務諸表で用いられている勘定科目は、企業によってさまざまなバリエーションがあります。本シートの「勘定科目」の欄には、よく用いられている勘定科目を設定してありますが、下記の【勘定科目に関する留意事項】を踏まえて、助成金申請事業所において総勘定元帳の分類科目として実際に用いられてものに適宜修正して下さい。
- 4 A・B欄の空白部分は、西暦か和暦で記入して下さい(和暦の場合は「H28」のように)。
- 5 (2)の雇用保険被保険者数は、財務諸表の作成単位(企業単位、支店単位)と同じ単位の組織の人数を記入して下さい(企業や支店の中に複数の事業所がある場合は、その事業所の被保険者数を合算します。その際当該事業所名と事業所番号を記した任意様式の書面を添付して下さい)。助成金申請企業のAとBの会計年度の末日現在又はその会計年度の3月末日現在の人数を記入して下さい。なお支給審査の過程で、労働局が雇用保険データによって確認して正確な人数に補正することがあります。
- 6 (3)は小数点以下四捨五入して下さい。(4)は%で表示し、小数点以下2桁以下を切り捨てて下さい(例:6.2%)。
- 7 (5)には、生産性の向上に効果があったと思われる事業主の取り組み(例えば、従業員の能力開発・意欲(働きがい)の向上、働き方や働きやすさの改革、業務の効率性や成果を高める設備・機器の導入など)の具体的な内容を記入して下さい。

### 【勘定科目に関する留意事項】

- 1 シートの①～⑤に該当する勘定科目は、財務諸表のうちの損益計算書を構成する項目の一部ですが、①～④に該当する勘定科目は、「営業費用」の中の「販売費及び一般管理費」の下位科目ですので、通常では損益計算書の内訳書か総勘定元帳に当たってその額を転記する必要があります。
- 2 製造業の場合、これらの科目は、「営業費用」の中の「販売費及び一般管理費」のほか、「営業費用」の中の「売上原価」の中の「当期製品製造原価」の下位科目としても計上されていますので、後者についてはその内訳書である「製造原価報告書(明細書)」か総勘定元帳に当たってその額を転記する必要があります。  
これに該当する勘定科目をシートに記載する場合は、勘定科目の名称の頭に「(製)」と付して下さい。(例:「(製)減価償却費」)
- 3 これらの科目は、建設業の場合も同様に、「売上原価」の中の「完成工事原価」の下位科目としても計上されていますので、その内訳書である「完成工事原価報告書」か総勘定元帳に当たってその額を転記する必要があります(建設業以外も兼業している場合は「兼業事業売上原価報告書」の中にも含まれていますのでそこからも転記します)。  
これに該当する勘定科目をシートに記載する場合は、勘定科目の名称の頭に「(工)」(兼業分は「(兼)」)と付して下さい。(例:「(工)租税公課」)
- 4 勘定科目は、A年度とB年度で共通であることが必要です(途中で科目が変更になった場合でも、計上する対象の範囲が同一であることが必要です)。
- 5 「①人件費」に該当する勘定科目の選定については、次に留意して下さい。
  - ① 「①人件費」に該当する勘定科目は、基本的には、役員の報酬、従業員の給与、諸手当、賞与に相当するもののほか、「法定福利費」(社会保険料など)、「福利厚生費」です。臨時アルバイトなどの給与である「雑給」や、社員研修の費用である「研修費」「教育訓練費」が特に設けられている場合はそれも含めます。
  - ② 従業員や役員の「退職金」「退職慰労金」は、通常は「人件費」に該当しますが、それが計上された年度とそうでない年度の落差が大きく、生産性の伸びを正確に算定できなくなるため、生産性の計算上「人件費」に含めないこととし、本シート上では除外して下さい。
  - ③ 「通勤費」は諸手当の一種として人件費に該当しますが、出張旅費などの「旅費交通費」(通勤費を「旅費交通費」の中に含めている場合を含む)は人件費に該当しないものとします。
  - ④ 派遣労働者に係る派遣手数料(「外注加工費」などの勘定科目で計上することが多い)は、人件費に該当しません。
  - ⑤ 製造原価報告書(明細書)や完成工事原価報告書に計上される人件費は、通常「労務費」としてまとめられていますので、本シート上でも「(製)労務費」「(工)労務費」としてまとめて計上することが可能です(ただしその中に「退職金」「労務外注費」が含まれている場合はそれを控除します。なお「経費」としてまとめられている中に現場労働者以外の「人件費」が含まれる場合は、それを別途計上します)。

(別紙3)

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費（外国旅費、日当、宿泊費を除く。）
借損料	器具機械借料及び損料、物品借料及び損料等の費用（会場借料を除く。）
会議費	会議の費用（会場借料、通信運搬費を含む。）
雑役務費	受講料等の費用（試作・実験費、造作費を除く。）
印刷製本費	研修資料、マニュアル等の作成費用
原材料費	資材購入の費用
機械装置等購入費	機器・設備類（特種用途自動車以外の自動車、パソコン（タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器を含む。）は除く。）の購入、製作又は改良の費用
造作費	機械装置据付等の費用
人材育成・教育訓練費	外部団体等が行う人材育成セミナー等の受講費（賃上げに効果的なものに限る。）
経営コンサルティング経費	外部専門家やコンサルタント会社による経営コンサルティング費用（人員削減、労働時間の短縮など、労働条件の引下げを内容とするものは除く。）
委託費	調査会社、システム開発会社等への委託費用（就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備は除く。）

(注1)「謝金」は、外部講師による従業員向けの研修、導入機器の操作研修等に対するものとする。なお、助成対象経費の上限は、1時間当たり10万円までとし、回数は1回まで、1回当たり3時間までとする。

(注2)「旅費」は、原則として公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費とする。なお、グリーン車、ビジネスクラス等の割増運賃は助成対象外となる。

(注3)「機械装置等購入費」の欄「特種用途自動車」とは、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるもの及びこれに準ずると考えられるもの（福祉車両等）をいう。

(注4)「人材育成・教育訓練費」は、申請者の業務内容に関連し、労働者の賃



金引上げに効果的と認められるものを助成対象とする。なお、助成対象経費の上限は、30万円とする。

(注5)「経営コンサルティング経費」は、人員削減や労働時間の短縮など労働条件の引下げを内容とするものは、助成対象外とする。なお、助成対象となる経営コンサルティングは、中小企業診断士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランニング技能士（1級又は2級に限る）等の経営コンサルティングに資する国家資格を有し、常態として経営コンサルティングを業とする者が実施したコンサルティングに限る。

(注6) リース、ローン契約等、費用の支出が、交付要綱第6条の決定の属する会計年度以外の年度にも支出される場合は、当該会計年度の支出に限る。

(注7) その他、上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。

- ① 単なる経費削減を目的とした経費（(例)LED電球への交換等）
- ② 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（(例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）
- ③ 通常の事業活動に伴う経費（(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）
- ④ 法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- ⑤ 交付決定日以前に導入又は実施した経費
- ⑥ 申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないと所轄労働局長が判断したもの
- ⑦ 経費の算出が適正でないと所轄労働局長が判断したもの
- ⑧ その他、社会通念上助成が適当でないと所轄労働局長が判断したもの